

レギュラシオン・アプローチと「市民社会論」

——社会主義 - 市場経済論と「市民社会」(続)——

芦 田 文 夫

【目次】

- 1 「社会主義」レギュラシオン・アプローチの変遷
- 2 レギュラシオン理論と平田清明氏の「市民社会論」

前号では、「社会主義 - 市場経済」論というプリズムをとおして、「経済」(市場経済・資本主義経済)と「市民社会」との相互関係に検討をくわえてみようとした。それには当然、もっと大きな「資本主義 - 社会主義」という体制問題との関わり、そして「経済」と「社会」にかんするより一般的な問題にも及んでいかざるを得ないものが含まれていたのである。本稿は、前号の論文の後半部分に予定していた「レギュラシオン・アプローチ」と平田清明氏の「市民社会論」を、引続いて取り上げていこうとするものである。「レギュラシオン・アプローチ」については、すでに前号でも B. ジェソップがそれにも依拠した展開をおこなおうとしていることを批判的に検討しておいたのであるが、日本の経済学界で「市民社会論」をもっとも先導的に唱えてこられた平田清明氏は、これからみていくように1980年代後半頃からそれをジェソップの論理や「レギュラシオン・アプローチ」と接合されようとしていた。

「レギュラシオン・アプローチ」は、「資本主義(市場)は社会の側から調整されねばならない、飼いならされねばならない」とする「経済」と「社会」にかんする基本的な見方に立っているところに特徴があるとされる。¹⁾ その関係が社会的な調整あるいは妥協の「制度」という概念を中心として展開されていくわけであるが、それが「社会主義」経済の「改革」と「解体」、そして体制の「転換」の過程にも適用されて「社会主義のレギュラシオン理論」がうちだされていく。続く第1節では、その理論的枠組みにおける「制度」の位置づけが、「体制」の改革一転換とともにどのように変化を遂げていくかをたどっていく。そのなかで、「制度」と「組織」の相互関係、企業組織における「所有」や「経営」、さらには「労働」などの諸主体が「制度」の変化・変革にどう関わっていくのか、ということを検討していくことにしたい。それを受け、第2節では、平田清明氏の「市民社会と社会主義」論、「市民社会とレギュラシオン」論について考察していく。

1 「社会主义」 レギュレーション・アプローチの変遷

社会主义「伝統的システム」の調整様式

周知のように、レギュレーション・アプローチは、1970年代における資本主義経済の成長から危機への交替を説明するために、それを社会的に調整する様式の変化ということを中心に置き、その5つの制度諸形態——「賃労働関係」「競争形態」「貨幣制度」「国家」「国際関係」——にそくして分析していこうとするところから生まれた。²⁾ 1960年代「黄金時代」の高度安定成長期においては、階層性をなすこれら諸制度のなかで支配的な中心的な位置を占めるのが「賃労働制度」であって、生産工場ではテーラー主義的労働・生産編成方式による搾取強化が、「生産性インデックス賃金」にもとづく利益配分や福祉国家の完全雇用・社会保障などによって調整・妥協がはかられ（「フォーディズム的調整」）、生産財部門と消費財部門、大量生産・大量消費の好循環がうまれる（「内包的蓄積体制」—生産条件の絶えざる変化のもとでの、両部門の動態的均衡）。これに、国内生産者間の節度ある競争（寡占的行動）、総量的な通貨調節が可能な国際レジームの下で順応的な貨幣金融政策によるインフレ圧力の緩和、短期の需要管理政策による安定化と成長、景気変動の防止、ということが整合する。しかし、1970年代初頭からこのような調整様式は危機に陥り（大危機）、一方からはテーラー主義と機械化という技術的パラダイムが生産性の低下と収益性の危機に転化して「供給サイドの危機」がおこり、他方からは生産性低下にともなう賃金騰貴が国外移転を招いて国内的レギュレーション様式の機能不全と「需要サイドの危機」をもたらすようになる、とされる。

「社会主义のレギュレーション理論」は、このような分析の枠組みと方法が1980年代に「社会主义」システムにも適用されるようになってその構築が試みられるようになる。ロシアや東欧の経済は、70年代から80年代にかけて成長の漸次の低下が顕著になりつつあった。その危機の分析、さらに遡って東側では何故に「フォーディズム的高度成長」が存在しえなかったのか、それを社会的な調整様式と制度諸形態の違いを対照させながら解明しようとしたのである。論者によつてニュアンスが異なるところがあるようであるが、最も体系的に改革と転換の全過程を一貫して論じているのはB. シャバンスであろうと思われるので、その理論的枠組みの特徴をエポック毎に追跡していくことによって、それぞれの変化の意味を考えてみることにしたい。³⁾

過程の出発に置かれるのは、「社会主义の伝統的システム」である。それは、1930年代初頭以降ソ連における上からの革命によってつくりだされたシステムで、その社会的調整形態が「市場」（水平的関係）とは全く逆の「集権的計画化」（垂直的関係）であるところに特徴があるとして、それが同様に「賃労働関係」「競争形態」「貨幣制度」「国家」「国際関係」の制度諸形態にそくして分析されていくのである。その経済的・社会的組織化の総体にとって決定的な側面をなすのが核心にある「賃労働制」の特殊で独自な形態であるとされる（③第1章「賃労働制」）。旧来の「公式」のとらえ方とは違って、あえて「賃労働制」（したがって「国家資本主義」である）と規定される理由は、ソ連型では「労働者と生産手段の分離・疎外」関係があるだけでなく、商品・貨幣関係もまた存在しているからである。「労働者は労働力とひきかえに貨幣賃金を受け取り、この賃

金で生活手段消費財（これらは商品である）を手に入れる」（③15頁）。この商品・貨幣関係をめぐる論点は、ソ連型経済を「社会主義」と見るか「資本主義」と見るか、はたまた「非社会主義・⁴⁾非資本主義」とするか、諸説の分岐をうみだす元となっていたものであった。シャバンスも、ソ連型の商品・貨幣は「受動的な性格」（③第2章五）しかもたないこと、つまりその価値規定よりも使用価値規定が主要なモメントをなすこと、また剩余価値・利潤が生産の目的と動機をなさないことを認めている。それにもかかわらず、「商品経済」「貨幣経済」「賃労働関係」が「伝統的システム」と資本主義に共通に存在するとされるのは、価値規定と使用価値規定の矛盾があつて（そのどちらが主要な契機をなすかという内実よりも）、それが社会的調整形態の違いによって解決されていく様式のほうに基本が置かれるからであろう。私は、これは内容と形態にかかる顛倒した展開ではないかと考えるのであるが、今は問わないで置いておこう。⁵⁾

そのような賃労働制と社会的調整形態との相互関係については、次のような展開がなされる。賃労働制とは、労働力の売買と使用と再生産の条件の全体をあらわすもので、労働市場と雇用（不足と過剰）、労働編成、賃金、消費、などによって特徴づけられる。これらは、全体としては集権的計画化・官僚主義的調整様式によって規定されていくが、この領域ではそれが著しく制約を受ける（労働力不足のなかでの需給関係や移動の多さ、職種の構造と技能形成の不適合、賃金の押し上げ圧力、など）。他方では、全般的な消費の「不足」が存在する。いちばん異なるのは労働生産編成であって、技術的には西側の資本主義と類似の「テーラー主義」的編成（「分業の深化、指揮と管理の単位、権力のヒエラルキー、労働の規律、課業の細分化、作業班による労働、産出ノルム、職工長、ライン生産といった」（③23頁））がみられるのであるが、社会的調整形態の違い＝「とりわけ資材調達の集権化がもたらす攪乱作用および典型的な不足」（③23頁）による不規則性と不連続性への傾向を主要な特徴としてもつことになる（「リズムなきテーラー主義」）。消費の不足とあいまって、「フォーディズム的高度成長」が起こりえなかったのは、ここにその根本原因があるとされる。「ソ連経済は、明かに西側諸国においてテーラー主義とフォーディズムの代表物に匹敵するものを生産編成形態として、また経済的調整様式として配備するには、構造的に不適切なのである」（③23頁）。

制度諸形態を規定していく「集権的計画化」という調整形態にかんする説明では（③第2章「産業の編成と計画化」）、まず経済主体が中央当局一各省庁一企業という3つのレベルからなる垂直的なヒエラルキーをなすものとして置かれる。それにそって、現物形態での生産目標が上から下へ指令的に細分化されていく。生産手段は組織された配給制によっておこなわれる。利潤は大部分が国家によって再分配される。価格の硬直性と貨幣の受動性が特徴である。このような調整様式の下では、上位レベルはつねに「張りつめた計画」を作成しようとし、下位レベルは「たるんだ計画」を望んで、「駆引きの政治経済学」が繰り広げられる。企業には、たえず余分な資材が溜め込まれ、過剰な投資への誘因とイノベーションへの制約が働き、これら投入財のマクロにおける「不足」とミクロにおける「過剰」が恒常化し、コルナイのいう「不足」による調整（市場の「過剰」による調整とは逆の）が悪循環的におこっていく。企業では、利潤と蓄積の間の収益性基準が断ち切られ、損益が社会化されて蓄積が官僚によって媒介されていくことにより、量的外延的な蓄積体制と生産財部門の優先があらわれてくるとされる。

社会主義「システムの改革」と制度の階層性

市場の導入による「経済改革」の過程を理論化していく試みのなかで、制度諸形態の階層性にもとづく体系化が図られるようになる（1990年頃からの論文③、④、⑤）。それまでの1980年代の論文では、基本的諸制度が「1. 資本の国家的所有、国家公務員による企業経営」「2. 産業管理の全般的なヒエラルキー」「3. 単一銀行」「4. 賃労働制、自立した労働組合の不在」「5. 外国貿易の独占」「6. 単一政党の制度」（②47頁）というように、列挙して扱われていた。経済改革のタイプ分けとその進展の度合いを論じるためには、ある基準が求められてくる。そのさい、経済改革とは、「経済における水平的関係を拡張し垂直的関係を縮小することによって、調整様式と成長様式の大幅な進展をめざすシステムの内部変革（この変革は一連の制度的措置と結びついている）の総体的な構想」（④262頁）であると定義される。そして、これまでの特に第一波の改革の多くが失敗したのは、このシステムの体系性を理解せず、整合性と一貫性を欠いていたからであるとされた。

さて、社会主義の「伝統的システム」は、「核心部の複合体システム」（「基本的な制度的基盤」と「集権的な計画化領域」とからなる）と「それ以外の要因・周辺部」とに分けられる（④260-1頁、③第1部「経済制度の核心」、第2部「周辺空間」）。「制度的基盤」は「国家所有」と「単一政党」（「ノメンクラトゥーラ制度」を含む）で、最優位の序列を占め、存在論的な核をなしている。「集権的計画化」は、派生的ではないが副次的な制度的水準をなし、その内容は「管理のヒエラルキー」「各レベルへの目標の分解」「行政による投入物の配分」「行政による価格の設定」「利潤の再分配」「賃金ファンドと賃率表のマクロ経済的管理」「単一銀行」に整理されていく。「それ以外の要因・周辺部」には、「農業 - 集団農場」「対外経済関係 - 外国貿易の国家独占」「私的セクターの制限」、そして「独裁的な企業経営」（自立した労働組合と共同決定方式の不在のうえに成り立つ）が含まれられる。ここで留意しておきたいのは、この段階では「企業経営」がまだ核心から外されて周辺部に位置づけされていることである。これについては、その後の枠組みの変遷にそってみていくように、「企業」などはやがて「組織諸形態」と呼ばれるようになり「制度諸形態」と並んで中心的な位置に据えられてくるようになっていくものである。

このような理論化にもとづいて、経済改革が「システムの手直し」と「ラディカルな改革」と「システムの解体」にタイプ分けされ、その諸階梯が分析されていく。「システムの手直し」は、「制度的基盤」には手をつけず、また調整様式の実質的な変革や制度の大幅な変更をおこなわずに、「集権的計画化」や「それ以外の要因」に柔軟性を導入しようとする改革である。1960年代の第一波におこなわれたほとんどの経済改革、1965年コスイギン改革などがそうであり、一般に失敗に終わった。それは、企業の意思決定の自立性を相対的に高め、奨励システムを改善するなど「経営の向上に焦点を当てた措置であり、なによりもまず刺激と管理のメカニズムに働きかける措置」（④265頁）であったが、社会的な調整様式の改革に重点を置く「レギュレーション・アプローチ」からはこの側面はあまり評価されない。「ラディカルな改革」は、「制度的基盤」には手をつけないが、「集権的計画化」あるいは「それ以外の要因」を大幅にまたは同時に修正し、実質的な制度的変革をおこなうものである。典型は、ハンガリーの「1968年新経済メカニズム」で、企業レベルにおける指令型計画化は廃止され、中央当局は間接的なレギュレーターで企業を誘導する、企業間の関係は直接的・水平的・自立的な商品関係の形態をとるようになる。中国の鄧小平改革（1980年代）もこのタイプに入れられるが、それは当初の「周辺部」から核心の国営企業

にむけられていき、計画と割当の集権化体制と自立的な活動の分権化体制との二重の管理のもとで徐々に前者の領域を縮小していくものとされていた。しかし、それはシステムの不安化とマクロ経済的管理の弱体化を招きはしないか、とシャバンスは危惧を表明する（④269頁）。「システムの解体」は、「制度的基盤」をも含みこんだ質的な転換であり、それはたんに集権的モデルからの脱却だけでなく、社会主義的とみなされるシステムそのものからの脱却、したがって「システムの革命」でもあるとされる。当時は、1965年以降のユーゴスラビアの改革、1990年のハンガリーやポーランドの改革などがそれに向いつつあるものとして挙げられていた。単一政党が廃止されたりあるいは国家所有が問い合わせられたりし、資本市場が導入されるとともに公共セクターにおいて賃貸借・私有化・株式会社化がおこなわれる。1985年以降のゴルバチョフ「ペレストロイカ」については、「周辺部分」の実質的な改革に加えて、各國営企業の活動のある部分が集権的な方法（国家発注、資材調達、固定価格）に従い、他の部分は自立的となる（資金自己調達制と完全独立採算制、水平的な売買、柔軟な価格）という二重体制の構造がつくられ、「システムの手直し」と「ラディカルな改革」との中間に位置するものとされた。

さて、このような改革過程の「システムの動態的展開」（④272頁）をどのように分析していくかということにかかわって、次のような問題がでてくるように思われる。一つは、市場経済化の進展をめぐって、「商品経済」「貨幣経済」「賃労働制度」は「伝統的システム」と資本主義とに共通なものとして置かれ、さらに経済改革が始まる前も後も同じであることから、その質的な変化の過程が展開できなくなるという問題である。その変化は他方から、もっぱら社会的調整様式における「垂直的関係の拡充と水平的関係の縮小」ということによって説明されていくのであるが、商品・貨幣関係と調整様式とを並列するのではなく両者の相互連関の内容をたずねていかなないとどうしても量的な大小論に終わってしまうであろう。私は、企業や労働における経済主体の自立化の発展ということを軸に据え直して、1960年代に市場経済化がまず企業によって生産される「生産物の次元」（フロー）から始まり、それが「経営」と「労働」の機能の自立化を蘇させ、ついで1980年代に入って「生産手段の次元」（ストック）にも及ぶようになって、その「所有」の主体の問題（「制度的基盤」）が提起されるようになる、という内容づけをもって逆に調整様式の変化を展開していくなければならないと考えるのである。事実、次の体制転換過程では、シャバンスも企業の組織とともに「消費財に対する市場」「生産財に対する市場」「労働市場」の区分を標識としてとり入れていくことになる（⑦78頁）。もう一つは、改革過程が進展していく動因の問題である。ここでは、経済主体の行動との関連が問われていくことになるのであるが、これまでのように不足の調整様式による主体の反作用の行動（例えば、企業による原材料や投資財の溜め込み）ということだけに止まっている新たな制度の生成にかんする積極的な展開が求められてくる。シャバンスとならんで社会主義レギュレーションの理論家といわれるJ.サピールは、「制度」と「慣行」（集団の事実了解）と「組織」（企業など、その内部構造をもった）との区別と関連、マクロ経済とミクロ経済の相互作用の問題を提起する。それによると、新しい制度が発生するさいには、主体の行動と組織の行動の間に特有な連携関係がうまれ、「局地的な」（ある企業組織だけの）調整状態の安定性のゾーンが現れる。この断片化された事実了解としての「慣行」が、フォーマルな正当化を得るかどうかは、社会的な制度との相互作用のなかで決まってくる。さらに、その「局地的な」安定圏が定着していくかどうかは、そのような組織形態が生成していくかどうかは、

制度と慣行の作用によって主体と組織の行動にもたらされる規則性の程度いかんによる、特殊な社会を支配する主要な慣行が決定的な仕方でこれに関与する、とされる。⁶⁾この社会的な制度と企業組織との相互関係をどのように捉えるのかが問題になっていくのであるが、いずれにしも企業や組織の問題が次第に前面に登場してくるようになるのである。

このような新たな問題提起もありながら、しかし「システムの改革」のこの段階における全体としての分析の基調は、先の「制度的基盤」と「調整様式」と「諸制度」の間の一貫した整合性を追求していくというところに置かれていたといえよう。調整様式における「水平的関係」と「垂直的関係」は本来的に矛盾したもので、一貫性と整合性を保つためには諸「制度形態」の適合的な変革に、さらには「制度基盤」の変革に、結局は「社会主义システムの脱却」にまで至らざるをえない。そして、旧・新の調整様式の角逐が主として「システムの惰性」（後では「経路依存性」）という要因で説明されようとしていた。これについても、次の体制転換の段階では修正されて、多様な「混成調整様式」にはむしろプラスの評価が与えられ、また「過去の遺産」に対しても有害と有益、制約面と促進面をもつ「両義性」が強調されるようになるのである。

社会主义「システムの解体—転換」と調整様式レパートリー

ポスト社会主义の体制転換が始まったとき、西側でこれを主導したIMFなどは純粹または単純システムとして理解された市場経済概念にもとづいて、混合経済モデルを避けるべきであると強く主張した。しかし、中欧で実際に現れたのは多様な所有と調整、制度と組織の混合した形態であった。もともと資本主義のシステム自体が多様性をもった存在であるだけでなく、旧システムからの歴史的な経路依存性が強く働くからである。次項に見る1997年頃から始まる外資導入に主導された第2段階と区別される当初の「転換の第1段階」にかんして、そのまた前半の「多様な経路依存的混合経済」(⑦)の時期および後半の「ポスト・ワシントン・コンセンサスと制度論・進化論アプローチ」(⑧)の時期におけるシャバンスらの論文をとりあげ、理論枠組みの変化を確かめておこう。

前半の「経路依存的混合経済」論では、多様で複雑な所有と調整様式の相互関係が分析される。中欧における所有形態をめぐっては、2つの顕著な様相が指摘される。一つは、民間の私的な中小企業の驚くほどの増大で、多様な企業形態が拡散している（有限会社、合弁会社、個人企業、パートナーシップ、非合法企業…）。もう一つは、旧国営部門の大中企業の民営化と組織形態の転換の結果として出現しつつある「絡み合った所有」であり、それは次のような3つの大きな特徴をもっている。第1は、所有者の複雑性と多面性で、従業員所有、経営者所有、銀行・外資の参与、公的所有などが結合し合っている。第2は、公的所有部門と民間部門との境界が曖昧な混合型である。第3は、企業、機関投資家、銀行、国家の間での株式の相互の持ち合いである。もっとも、ポーランドでは相互持ち合いが余り見られない、といった国による違いを残しながらであるが。また、資本所有と経営の関係はかなり分岐しており、その間の様々な形態がみられるとされる。

このような多様な形態を分析していくために、「調整様式レパートリー」が拡充されていくことになる。従来の国家と市場の2元モデルに、企業とネットワークを加え、さらに市場化の進展の範囲が区別されるレパートリー——「国家」—「ネットワーク」—「ミクロ位階組織（企業）」—「消費財に対する市場」—「生産財に対する市場」—「労働市場」——である。そして、それらを

縦軸に置き、横軸に「伝統的社会主义システム」—「改革社会主义システム」—「ポスト社会主义転換経済」を配して、整理をし直していく。「ネットワーク」とは、第1経済と第2経済（闇経済）、部門ネットワークや地域ネットワーク、旧国家によるネットワークと新たなネットワーク（上の「絡み合った所有」による）などで、具体的には次の企業組織の間での関係として展開され、前号でみたジェソップなどが近年水平的連関の拡大にそくしてその意義を注目していたものである。「位階組織」概念については、「企業の上位にある巨大位階組織・一般的支配位階組織」と「企業内にあるミクロ位階組織」（⑦77頁）とが区別され、ここではその後者が企業として置かれる。この企業組織における多様性を生みだすものが、資本の所有と経営の関係にみられる広範な多様性であって、それらの調整がもたらす動態的帰結は様々である。ポスト社会主义中欧では所有の「境界線の不明確化」が広範にみられ、改革社会主义中国をとっても所有権明確化の第一義的意義は疑問視される。コルナイは、私的所有と市場調整の間、国家所有と官僚調整の間に強い「親和性」があると主張したが、「このような合理的だが一般論的見解は厳密に展開された理論的根拠に基づいているわけではない」（⑦79頁、つまり「抽象化の中間レベル」においては）と、かつて依拠した調整様式のコルナイのような置き方にも修正が加えられるようになる。そして、「市场化」についても、標準的見解はあまりにも還元主義であるとされ、「市場と他の調整様式（国家、ネットワーク、企業）との間のバランスの取れた関係とともに、市場形態の根本的変革の過程として理解されるべき」（⑦78頁）であるとされるようになる。先の段階で見ておいた「商品経済」「貨幣経済」の静止的な扱い、並列的に置かれた調整様式からする一方的な規定が、次第に修正されていくのを知る。このなかで調整様式の多様性の存在は、むしろプラスの要因として評価が変えられていくのである。

後半の「ポスト・ワシントン・コンセンサスと制度論・進化論」は、転換から12年が経ったところで、組織的・制度的・システム的变化にかんする独特の歴史的経験が蓄積され、経済理論に新たな挑戦の課題がつきつけられてくるようになったとして、主として方法論的な論点からこれに応えていこうとしたものであった。「安定化」—「民営化」—「自由化」の「聖三位一体」に基盤を置く「ワシントン・コンセンサス」に表わされる新古典派の主流の伝統を特徴づけたのは、静学的な効率性基準と理想的な均衡状態、経路独立的な変化に関する目的論的・決定論的な概念であった。しかし、そのマネタリズム的市場経済化が実体経済の崩壊をもたらし、制度や主体の形成を逆に大きく疎外し歪曲していくなかで、制度学派や進化理論への反動が生まれてくるようになった。それらは、過去の遺産を重視し、社会的変動の革命的タイプの危険性を強調し、制度変化における漸進主義を擁護し、長期的な歴史的傾向の役割や社会主义システムの末期の影響を強調した。均衡概念ではなく、プロセス概念を中心に置こうとする。中国の経験も、「ワシントン・コンセンサス」への強い異議申立てとして、制度学派の転換理論においてしばしば考察されるようになる。歴史の現実も、「移行のサプライズ」と呼ばれる予想外の進展を示した。「体制転換不況（大恐慌）」、民営化における困難と遅滞（従業員所有や経営者所有にみられるような所有権の分配、コーポレート・ガバナンスの観点からの構成攪乱）、金融・銀行危機、国家の形態や力能およびマクロ経済的制度的变化における著しい多様性、などである。

このような中で、1990年代後半には移行ドクトリンに修正が加えられ、「ポスト・ワシントン・コンセンサス」という再定式化を見るようになる（前号のスティグリツなどの批判を参照）。しか

し、シャバンスは、それらは限定的な表面上のもので、制度的・組織的な転換様式の間にある相互依存性を明らかにしたシステム的アプローチが必要であろうとして、次のような新たな論点の提起をおこなうのである。一つは、進化的理論の限界にかんする問題である。経済における制度学派の理論は、進化的変化、プロセスの概念、累積的因果性の概念の役割を強調しているが、それらは主として漸進的かつ進化的な変化を分析するために発展してきたものであった。ポスト社会主義の転換（あるいは初期の社会主義システムの形成）のような広範な大規模な構造的システム変動の理解に、それが適用されるときには限界があったとされるのである。危機の概念、レヴォリューションの概念が欠けていることも度々であった。経済変化の進化的理論の一部としての制度的・組織的変革の概念が真に必要とされている。さらに、制度学派は過去の重み、経路依存性を正当に重視してきたが、逆に「未来性」の役割、「期待の経路形成的な役割」「期待された制度」の役割も過小評価されるべきではないとする。つまり、「未来性に基づき置いた個人および集団の創造的行動」の要因をどうとり入れるかという問題である。転換期には比較的短期に、「個人および集団の行動は、新しいタイプの不確実性、すなわち一部の出来事の影響が相互作用で増幅されてシステム全体に波及するようなシステム的な不確実性に直面させられる」（⑧9頁）。さきに、サピールの展開について見ておいたように、主体と組織（企業）の新たな行動が「局地的な」調整状態の「慣行」（インフォーマルな）を生みだし、それが「社会的な」制度として定着しフォーマル化していくかどうか、とされていた問題と重なるものであろう。

もう一つの新たな論点とされるのは、システム的変化におけるフォーマル化のプロセスとインフォーマル化のプロセスとの関係という問題である。それは、経済システムが、制度的レベルと組織的レベル（企業など）という2つのレベルにおける高度に複雑かつ相互依存的なルールから構成されていることと関係している。「制度的レベル」とは「組織を超えるもの」であり、「組織的レベル」とは「組織の範囲内のもの」である（⑧10-11頁）。そして、両者の相互関係が、それら2つの相互補完的な変化——「フォーマル・ルールの強制力の質における変化」と「インフォーマル・ルールの変化」——によって分析されていくのである。一つの極には、「強い強制力プロセス」と「新しい補完的なインフォーマル・ルール」をともなう「より整合性のある構成もつ新しいフォーマル・ルール」が出現し、他方の極では、「強制力の弱さないし欠如」と「矛盾したインフォーマル・ルールの発達」の結果としておこる「整合性のない、表面的なものに留まっている新しいフォーマル・ルール」が出現し、それらの中間に組み合せの大きな多様性が存在する。だから、制度的補完性または相互関係性の概念は、組織的補完性によっても、さらに組織と制度の間の補完性に対しても拡大されるべきである、とされる。そして、欧洲化とグローバル化のなかで、むしろ各国の軌跡における多様性が明らかにされてきたとして、「多様性は中心問題である」（⑧14頁）といわれるようになるのである。

以上が「システムの転換」過程にかんするシャバンスらの新たな展開であるが、まことに体制の大転換は制度と組織の変化・変革におけるそれらの内在的な相互関係の問題を鮮明に浮かびあがらせるのである。これまで、ある均衡状態のもとで、社会的制度によって主体の行動が調整されていくことが強調してきた。しかし、生成や転換、変革の過程にかんしては、ある個人や企業組織の新たな行動によって「局地的な」「一部の出来事」の調整状態の下でのインフォーマルな「慣行」がうみだされていくという次元が先ず起こる。それが「社会的な」（強い・あるいは弱

い) 制度と相互連動していく（補完的に・あるいは自律的に・あるいは矛盾して）という複雑な次元が続く。そして、その総結果として新たなフォーマル・ルールが「社会的な」制度（マクロ）として確立されていくという次元を迎える。企業などの組織的レベル（ミクロ）が、独自なものとして重視されていかざるをえなくなる所以であろう。

さらに、その個人や組織の主体の行動についても、過去からの「経路依存性」だけでなく、未来にむけての「期待された経路形成的な役割」も重視されなければならない。では、その内容をなすのは何であろうか。シャバーンスによる「調整レパートリー」のなかでの「ミクロ位階組織（企業）」については、大企業内の権威と支配が強化されていく傾向、しかし温情主義や協働主義の残存も指摘され、「利害の代表、とくに賃金稼得者の利害は個々の国の労働組合の危機によりほとんど組織されていない。より一般的に言えば、市民社会の構成は遅々としてのみ進化している」（⑧83,78頁），と述べられていた。私は、この主体の行動を論じていくさいの内容をなすものこそ、すでに前号の「市民社会」論でたどってきた諸主体の自律性と協同性の発展にかかる問題にほかならないと考えるのである。個人が欲求の充足と労働力能の全面化を求めて自立的な制御主体として発達していく。企業組織の内部構造においても、各主体（所有主体、経営主体、労働主体、生活主体）が自立性と連帯性を発展させていく。そのなかで、主体間の平等性のレベルが、所有の次元から労働・生活の次元へと次第に押し上げられていく。そして、そのそれぞれに前稿でたどってきた市場経済の利用と制御、止揚の過程が関連づけられていかなければならぬ。主体の自立と協同が展開されていく水平的な次元（「市民社会」と称される）、市場経済や民主主義が展開されていく場が広がっているという現代の特徴をふまえながら、その全体を推進し変革していく動因と過程をこのような方向でほりさげていくことが肝要だと考えるのである。

「転換の第2段階」における生産システムと社会経済的妥協

1997年頃から中欧では外資の果たす役割が重大となり、ハイブリッドな形態によって特徴づけられる第1段階とは明らかに異なる軌道が出現するようになる。この第2段階についての、シャバーンスとマニヤンの分析枠組みをみてみよう（⑨）。ハンガリーでは、1994年から97年の間に、大量の大産業企業と主要銀行が外国の戦略的投資家に売却され、外国直接投資が流れ込んだ。疑似公的所有の絡み合いと企業に対する国家のパターナリズムが転換し、外資主導のコーポレート・ガバナンスが導入され始めた。温情主義的福祉国家と三者協議制はますます弱体化した。1998年からの進化過程は、資本主義の社会民主主義型からアングロ・サクソン型への傾斜をあらわしているが、国内には明白な部門的・地域的・社会的矛盾を抱えており、この収斂シナリオに不安を投げかけている。チェコでも、1997年金融危機をきっかけに、絡み合った所有を解体し、コーポレート・ガバナンスと金融規律を改善しなければならなくなる。外国の戦略的投資家へ売却する民営化方法に傾斜していく、直接投資が流入して企業のリストラが始まっていく。しかし、まだ国家の福祉関与が相対的に強く残っており、社会的市場経済のドイツ型モデルへの経路依存的な引力をあらわしている。これまで国有の大中企業が残存し多数の私的小企業が発展していたポーランドでも、1997年に連帯主導政権のもとで緊縮政策、外国の戦略的投資家への企業の直接売却、医療改革、年金システムの多元的改革などがおこなわれた。1997年以後、第1段階における資本主義の国家主導モデルから、第2段階におけるアングロ・サクソン型への、方向変換をあ

らわしている。しかし、それは国家的保護と経済的自由主義化との間の緊張を鋭く例証するものでもあり、ポーランドではまだ国家の関与が経路依存的に生き残っている、とされる。

第2段階における傾向と軌道を分析していくために、シャバーンスとマニヤンは4つのサブシステム——「生産システム」「銀行金融システム」「社会-経済的妥協」「国家」——を設定していく。その新たな展開には、レギュレーション・アプローチの第二世代の旗手といわれるB.アマーブルらの「⁷⁾資本主義の多様性論」の影響が強くみられるようになると思われるので、以下ではそれとの対比に配慮しながらその特徴をとりだしていくことにしたい。シャバーンスらの枠組みは、縦軸に上の4つのサブ・システムが置かれ、横軸に「ポスト社会主義混合経済に向けての共通傾向」と「ポスト社会主義国民的軌道の多様性」（ハンガリー、ポーランド、チェコに区別された）が置かれ、それらが第1段階と第2段階の一覧表にそれぞれまとめられて対比されていく、という構成をもっていた。そして、その「共通傾向」は、旧い「経路依存的特徴」の要因と新たな「EU引力」および「国際的圧力」（グローバリゼーション）の要因ごとに分けて考察される。

それらの枠組みを満たす内容であるが、なによりの特徴は、第2段階における全体の起動的な力が外資に置かれようとするところにあり、これは制度の階層性にかんするアマーブルらの新たな展開と軌を一にするものであろう。⁸⁾すなわち、相互に補完性があり階層性をなす諸制度のなかで最上位にある支配的な規定的なものがとりだされ、これまで賃労働関係がそうであったがグローバリズムの時代においては国際関係・金融関係がその位置を占めるような逆転が起こるとされるのである。シャバーンスらは、外資による直接投資という新たな動因が旧い経路依存的特徴に抗して、どのように他の諸制度との相互関係を変化させていくかを、基礎として置かれた(1)「生産システム」をはじめとして、(2)「銀行・金融システム」—(3)「社会-経済的妥協」—(4)「国家」の諸制度エリアにそくして分析していくのである。そのさい「生産システム」という新たな置き方の登場は、さきのアマーブルらの「社会的なイノベーション・生産システム」の概念（アマーブルの上掲書、118—124頁）に触発されたものであろう。アマーブルも、一方で「理論的スキームの基礎」として「科学」-「技術」-「産業」からなる生産イノベーション特性なるものを置き、他方で三つの基本的制度エリア——「教育・職業訓練システム」「金融システム」「労働関係・労働市場システム」（具体的な分析にあたっては、さらに「製品市場競争」「社会保障と福祉国家」を加えた5つの基本的制度エリアとしても）——からなる制度特性なるものを置こうとしていたのである。

だが、シャバーンスらの(1)「生産システム」の内容には、第1段階においては「混合的公・私所有」「社会主義的大企業と私の小企業」「不確実なネットワーク」「第二経済（闇経済）」「社会主義的マネージメント」「売り手市場とソフトな予算制約の慣行」（また国ごとのその欄では他に「外資導入」「公私セクターの二重構造」など）が挙げられ、第2段階においては「農業の大きい比重」「危機に立つ重工業」「未発達なサービス活動」「地域の不均衡」「伝統的国際分業」「未発達なインフラ」「インフォーマル経済」（国ごとについては他に「混合所有の終り」「民営化と産業リストラの完了」「外国直接投資の継続的流入」「輸出部門の外資所有大企業と低生産性の国民企業の二重構造」「より高付加価値活動への特化」「土着私的セクターの継続的拡大」「伝統的・労働集約的特化」「コーポレート・ガバナンスの改善」など）が挙げられる。アマーブルの生産イノベーション特性はもっと技術論・産業論的な内容に絞られていたが、それとの異同が意味するところは後で考えてみることにしよう。シャバーンスらの(2)「銀行・金融システム」の内容には、「未処理不良債権をかかえた不安定な銀行

セクター」「国民企業と外資企業への信用二重構造」「未発達な資本市場」が第1段階と第2段階に共通して挙げられる。アマーブルの「金融システム」あるいは「金融仲介部門とコーポレート・ガバナンス」の制度エリアには、企業の資金調達、金融市场、コントロールおよびコーポレート・ガバナンスの型（アウトサイダー支配型とインサイダー支配型、ポートフォリオ志向型とコントロール志向型など）が入れられていた。シャバンスらの(3)「社会-経済的妥協」の内容には、第1段階においては「弱い労資産業関係」「隠された失業」「自由主義的改革と社会的関与との緊張」「労働組合員の減少」（国ごとについては他に「社会的コンセンサス」「労働市場の柔軟性」「未発達な集団的取引」「社会的セーフティーネット」など）、第2段階においては、「労働市場の柔軟性」「社会的セーフティーネット」がつけ加えて挙げられる。アマーブルの「賃労働関係と労働市場制度」には、労働市場の規制、賃金交渉（分権化と調整）、労資利害仲介様式（争議、多元的交渉、コーポラティズム）、雇用保障、積極的雇用政策（労働力能の開発を伴う）が入れられていた。シャバンスらの(4)「国家」の内容には、第1段階においては「国家のパータナリズム的関与か市場的パータナリズムか」「社会的保護と企業による社会的サービス」「マクロ経済規制」「福祉システム（弱いユニバーサル福祉、社会的-自由主義的福祉）」「国家への信頼度（中庸・抵抗・高）」、第2段階においては「早熟的福祉国家の解体と多元的福祉国家の出現」「租税基盤の弱体」（国ごとについては他に「社会的サービスの民営化」「社会的支出の縮減」「民営化前の重工業リストラ」「社会的保護の減少」「コーポラティズム的福祉国家の残存」など）が挙げられていた。アマーブルの「社会保障と福祉国家」では、社会保障の高低、個人ベースと公的介入、市場と社会や連帶、脱商品化・脱家族化・脱国家化、社会集団内部の連帶、伝統的制度などの諸要因が考慮に入れられ、エスピニン-アンデルセンに倣って⁹⁾自由主義モデル・社会民主主義モデル・保守主義的コーポラティズムモデルの区別がなされていた。

以上の内容が転換過程の第2段階にかかるシャバンスらの枠組みなのであるが、その国際・金融関係（外資）と「生産システム」を軸にすえた新たな置き方は、これまでの展開に対してどのような問題を投げかけることになるであろうか。ここで、前の第1段階までにつめてこられた理論的課題の枠組みの論点をあらためて確認しておけば、その一つは、企業などの組織的レベル（ミクロ）における変化と社会的な制度（マクロ）の変革との相互関係を展開していく重要性であり、もう一つは、個人や組織の主体の行動、将来の変革にもむけてそれがもつ経路形成的な役割的重要性ということであった。そして、いま第2段階における実践的な課題としても、次のようななかたちでそれらに関わる問題が具体的に提起されるようになってきていたのを知るのである。現今の中心的な課題の一つは、典型的には中欧三カ国にみられるように、外資導入にともなう新しい企業組織的レベルでのガバナンスのあり方が、その他の経路依存的な旧いガバナンスのあり方と相互に連動してどう変革を促していくのか、その結果としてそれら全体を包摂する新たな社会的制度がどう構築されていくのか、そしてそのさいいちばんの矛盾を形成するであろうとされる外資所有企業と国民的企業の間での二重構造、部門的・地域的・社会的な二重構造の問題である。もう一つの中心的な課題は、典型的には中欧ではポーランドの国家干渉・国家主導型モデルへの経路依存性にみられ、主要にはシャバンスらが直接分析していないロシアなど旧ソ連諸国における「国家資本主義」「国家官僚主義」といわれる構造的な問題、古い国家権力の残存および再編とかかわって提起されてきている問題であろう。¹⁰⁾ 旧い権威主義的・官僚主義的国家に抗して、い

かに経済主体—所有・経営・労働・生活の諸主体が自由な自律性を確立していくか。そして、それは旧い社会主义国家からの自立性だけでなく、新たに資本からの自立性という課題とも重なりあって、現に提起されつつあるのである。その意味では、「市民社会」論における国家と資本からの自立という普遍的な課題がここでも貫いているのだといえるであろう。

このような課題にてらしてみたとき、アマーブルのような枠組みとの接合が新たになげかけてくる問題が浮かびあがってくるように思われる。なによりも、その国際・金融関係が支配的位置に据わるようになることがもたらす問題である。かつての賃労働関係の置き方との関連があらためて問い合わせられるようになり、「金融主導型」を重視していく流れと賃労働関係や「企業主導型」を重視していく流れとの分岐をうみだしていくようになる論点である。そして、それと関わってさきの「組織的レベル」（企業など）の位置づけの問題が再び問われてくるのである。アマーブルも、他方では労働・生産過程の重要性を強調し、それを「イノベーション・生産システム」という「理論的スキームの基礎」として中核的な位置に据えようとしていた。しかし、それは技術論・産業論の生産力的な置き方になっていて、それに社会・経済的規定性を与えるのは3つの社会的な制度エリア—「労働市場システム」「金融システム」「教育システム」であって、その制度における資本と労働、産業（経営者）と金融（株主）などの間の“社会的な”調整と妥協によって規定していくものとされる（「社会的イノベーション・生産システム」の図解説明にある「3つの制度エリア」→「科学・技術・産業」の矢印が示す規定関係、アマーブル上掲書、119頁）。そこでは、“企業の”「コーポレート・ガバナンス」としての固有の問題は消えてなくなり、「金融システム」における経営者と株主の調整・妥協の問題としてのみそれが登場してくるにすぎないものになっている。変革的な契機としての企業の「組織的レベル」の問題は分解されて、一方では「生産システム」の生産力的な展開に委ねられ、他方では再び社会的な「制度的レベル」による説明に解消されてしまうのである。¹¹⁾だから、その社会的な制度の変革の問題も、全社会的レベルにおける諸階級・諸階層の利害関係、そのコンフリクトをめぐる政治的妥協というレベルだけを強調して展開していくことになる。

私は、その前提的基礎として、なによりも「組織的レベル」にあらわれてくる「資本・労働」の間での本質的な利害関係が置かれていなければならない、そして所有・経営・労働・生活の諸主体の相互関係が「コーポレート・ガバナンス」問題として展開されていかなければならない、ついでその旧新の“局所的な”「制度的レベル」における相互運動がくりひろげられていくなかで、それらの総結果として新たな“社会的な”“集計的レベル”での制度（アマーブルの上掲書、103頁）の確立がおこなわれる、というようにアマーブルとは逆の組織と制度の関係が説かれていかなければならないと考えるのである。その点に関するシャバーンスらの展開をみると、「生産システム」という同じ用語を使ってはいるものの、その内容には技術論・産業論的なものだけでなく「所有関係」や「マネジメント（経営や管理）」「コーポレート・ガバナンス」なども含まれ、それはむしろ生産関係と言い直したほうがよい内実をもつものとなっているのである。そして、それが次の「社会・経済的妥協」の次元とされる内容——「労資産業関係」「失業」「労働市場」「労働組合」「集団的取引」「社会的コンセンサス」など——に、ノーマルに（逆転した関係においてではなく）つながっていくことにもなる。

しかし、そのような逆の展開はレギュレーション・アプローチとしての特徴を消失させてしまう

ことにつながるものでもある。変革の過程においては、このような「組織的レベル」や直接的生産過程における諸主体の生産関係的な相互関係、そしてそのなかでの個人や組織の主体の経路形成的な行動と発達が展開されうる理論的構造が必須となってくるように思われる。外資による直接投資の流入は、その「コーポレート・ガバナンス」における変化をつうじて、他の旧い「コーポレート・ガバナンス」の構造にも影響を及ぼし、そのうえで全体を社会的に包摂していくものとなっていく。貨幣・資本・金融（さらに国際金融資本）の資本循環的運動は、「組織的レベル」におけるこのような生産関係の内実を前提としないでは構造化されえないであろうと考えるのである。

アマーブルも実践的課題としては、「大陸欧洲型資本主義はどこへ行く」という問題を提起して、イギリスのような「市場ベース型」のものではなく、またデンマークのような「社会保障ベース型」でもない、大企業雇用主と労働組合との妥協にもとづいた刷新された「大陸欧洲型モデル」の「第3の道」を求めようとしていた（アマーブルの上掲書、第6章）。それは、労働力の再訓練・フレキシビリティを可能とする積極的労働市場政策と拡大された社会保障（高技能、高生産性、高賃金）をもち、その労働・生活主体の発達を軸にして「規制された資本主義」に進んでいく、というプロジェクトを実施しようとするものであった。そのような人間主体の民主主義的発達を保証しうる社会経済的構造の理論化を、労働・生産過程の「資本・労働」関係を離れて、果たしてなし得るのであろうか。レギュレーション・アプローチでは、「多様性は中心的問題である」（⑧14頁）と言われる。だが、何のための多様性の解明であろうか。私は、「市民社会」論にそくして検討してきたように、人間主体の自由と民主主義、自律化とアソシエーションの発達における多様性、それをつうじた新しい未来社会への多様な道というところに焦点が合わされなければならない、と考えるのである。

小 括

以上が、レギュレーション・アプローチにおける理論的枠組みの変遷である。それは、なによりも社会的な調整と妥協の諸「制度」という概念を中心として展開されていったが、なかんずくその変革一転換の過程においては、企業や組織の問題が独自なものとして重視されざるをえなくなり、社会的な「制度的レベル」（マクロ）と「組織的レベル」（ミクロ）との相互連動が新たに問い合わせられるようになってきた。制度の生成や転換、変革にかんしては、ある個人や企業組織の新たな行動によって「局地的な」インフォーマルな「慣行」がうみだされていくという次元が先ず起ころ。そこでは、企業組織の内部構造の質、所有・経営・管理・労働の相互関係のあり方が問題となる。その組織レベルでの「慣行」が「社会的な」（強い・あるいは弱い）制度と相互連動していく（補完的に・あるいは自律的に・あるいは矛盾して）という次元が続く。そして、その総結果として新たなフォーマル・ルールが「社会的な」制度（マクロ）として確立されていくという次元を迎える。たしかに、レギュレーション・アプローチが価値・貨幣・資本の一貫した循環過程のもとへの全社会的構造の包摂を展開していくこうとしていたため、社会的諸階級・諸階層間での制度化の全体を理論化しようとする課題意識をより強くもってはいたであろうが、しかしその前提として全体の動因をなす資本・労働の関係が解明されていなければならぬと考えるのである。シヤバンスらの展開の最終段階においては、「生産システム」の内容が所有関係やマネージメント、

コーポーレート・ガバナンスなど生産関係ともいべきものに修正されていかざるをえなくなっていた。また、その個人や組織の主体の行動についても、未来にむけての「期待された経路形成的な役割」、諸主体の民主主義的な自立性と協同性の発展の中身と重なるようなものになってきていたのである。

2 レギュレーション理論と平田清明氏の「市民社会論」

1960年代の後半、20世紀「社会主义」の否定的現象がつぎつぎと生起してくるなかで、日本において「市民社会」概念を再発掘して、この問題にもっとも根底的なところから問い合わせをこころみようとしたのは平田清明氏であった（『市民社会と社会主义』1969年¹²⁾）。何故に「市民的な自由と権利」が侵されるのか、その理由を、歴史的には近代市民社会を経過しなかった後進国型社会主义であることにもとめ、理論的には市民社会論的な基礎範疇を見失ってきた「一元的な階級史観」にもとめられようとした。ついで、1980年代後半から90年代に入り、東欧とロシアの体制崩壊が進むなか、前号で検討を加えた現代「市民社会論」が華々しく再生をとげるようになった段階で、平田氏はふたたび本稿の第1節でとりあげた「レギュレーション・アプローチ」との接合をこころみることによって、「市民社会論」の新たな展開をはかられるようになる（『市民社会とレギュレーション』1993年¹³⁾）。第2節では、これまでに検討を加えてきた現代「市民社会論」およびレギュレーション理論についての視角と対照させながら、日本でもっとも先駆的で代表的であるとされる平田氏の主に後期の「市民社会論」に焦点をあわせて、経済と社会の関係について考察を深めていくことにしたい。

60年代末の「市民社会と社会主义」論

平田清明氏の前期の「市民社会と社会主义」論は、2つの柱より成り立っていたといえよう。一つは、従来の「粗雑な階級史観」が見落としてきたとされる市民社会論的な「失われた基礎範疇」を再発見することである。その筆頭にあげられたのが「所有」であり、それを「階級的所有」（生産手段の所有・非所有）としてではなく、生産として、具体的には社会的分業としてとらえ直すことであるとされた。それには、個体的労働が直接に社会的労働であるような分業体制と私的労働が直接には社会的労働でなければならない分業体制との区別があるが、それにそくして分けられる共同所有と私的所有ということが「所有の本質的区別」をなすとされた。分割された個体的労働・私的労働は、他面において総合された社会的集合力としての協業をうみだすが、これが「生産様式の基本形態」という範疇となり、この分業と協業の間にたって個体と個体との相互の物質的・精神的交わりをあらわす範疇が「交通」と呼ばれた。もう一つの柱をなしていたのは、この「失われた基礎範疇」から、「自己転変」なるものによって逆に階級関係そのものを導き出していこうとされることであった。従来の史的唯物論でいう原始共産制—奴隸制—農奴制—資本主義—社会主义とは異なる、『経済学批判要綱』にみられる歴史認識の3段階論【第1段階・共同体社会—第2段階・近代市民社会—第3段階・自由人の連合体】が、「歴史貫通的な普遍的人間形成の過程」あるいは「階級関係の成立する基礎・基底」として置かれ、それがそれ 자체の

「自己転変」によって「第2次の階級的所有」を生み出すとされたのである。そのうえに立って、社会主義とは「固体的所有の再建」であり「市民社会の継承」であることが強調されていった。

私は、かつて平田氏の「市民社会と社会主義」論について検討をおこなったことがあり、そこでは市民社会論的な「失われた基礎範疇」から「自己転変」によって階級関係を導き出してくるという顛倒した方法が、論理的展開における無理、歴史的発展における不合理をもたらさざるをえなくなることを批判しようとした。¹⁴⁾また、そのような「自己転変」の結果として再構築されてくる資本主義社会像が、なによりもまず資本家間の商品生産＝交換関係としてとらえられていくこと、労働者についても商品と貨幣の所持者として資本家に対してあらわれる関係とされ、「変革主体の形成」過程といわれるものが、所有＝非労働と労働＝非所有という「形骸化・空洞化」の矛盾、それを一身に体得する「個体的労働者」の嘆きと怒りにとどまり、「資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結合され組織される労働者階級の反抗」（『資本論』）とはならないことを批判しようとした。ただ、そのさい、「われわれもまた、現在、社会主義社会における個人の自由や民主主義の経済的基盤を解明していくという課題が、さしつけられたものとして提起されてきていると思う」（上注掲の拙著、21頁）として、それを「所有論」と「商品生産・価値法則論」にそくして追跡していこうとしたのであるが、平田氏が提起された「市民の自由と権利」の課題のもつといっそう深い意義については、その後の「社会主義」の転換過程をみるかぎりその基本的位置づけを明らかに過小評価していた。そうであるからこそ、その反省のうえに立って、「旧社会主義」のその後の「改革」と「転換」の歴史的な過程にそくして、あらためて「市場経済論」と「市民社会論」を軸にすえて自己総括をし直そうとしたのが前稿（「市場経済化」と「労働・人間疎外の克服」）と本稿（社会主義－市場経済論と「市民社会」）の作業なのである。そして、そこでの論点として浮かび上がってきたのが、個人の自由と民主主義的な権利や制度を媒介とした「市民社会」概念から「資本主義経済」「国家」への展開、それをより具体化していくさいの環としての企業などの組織、そのうえにたった「組織的レベル」と「制度的レベル」との相互関係という問題なのであった。

平田氏の理論的軌跡全体のなかで60年代の前期「市民社会論」がもつ位置について、山田悦夫氏は、初期の60年代前半までのケネー研究において獲得された視座、生産資本循環と再生産構造、資本循環という「超視座」がそこにも貫かれていることを指摘されている。¹⁵⁾その視座が、中期の70年代に入って『経済学批判要綱』との遭遇のなかで、「循環論から所有論へ」発展させられていいくつながりをたどられている。それが「領有法則の展開」といわれる問題で、資本の第1循環から第2循環へと進んでいくなかで、「市民社会の所有関係」が「資本家的私的所有・階級的搾取関係」に転変してしまうという問題であった。ここに、「自己労働にもとづく個体的にして私的な所有」から「他人の不払い労働にもとづく資本家的な私的所有」への「自己転変」ということを基軸とする平田「市民社会論」が誕生することになる。そして、その「市民社会」概念が、3つの内容に整理できるとされる。第1は、私的個人が形成する自由平等な社会ということ、私的所有の奥に個体的所有を成立させている社会として、あるいは逆に、個体的所有を生みだしつそれを私的所有に転化させてしまっている社会としての理解。第2は、日常的＝経済的生活における、ひらの具体的な生身の人間が相互に取りむすぶ関係で、経済的関係だけでなく法的・政治的・イデオロギー的・文化的な多面にわたる人間的過程としての理解。第3は、資本家社会な

いし資本主義と区別されたものとしての市民社会である。このような3つの区別のうえに立って、市民社会を資本家社会へと媒介する論理、前者の後者への「自己転変」（後期「市民社会論」にあっては、「自己転変」としての強調が弱くなり、「転回」「転変」「自己を展開」の用語が多くみられるようであるが）の論理が、「領有法則の転回」、資本循環論的な視座によって説かれていくのである。

私は、前号での現代「市民社会論」の検討をつうじて、「市民社会」概念を資本主義の「経済」や「国家」に媒介していくとするさい、自由と民主主義の権利や制度（人と人との相互作用と調整に関わる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係にもとづく）が共通して置かれ、それが具体的には企業や団体などの「組織」を環として展開されようとするのを見てきた。また、社会的な「制度」による規定性を重視するレギュレーション・アプローチの展開過程にそくしても、その制度の変革・変化の過程を理論化しようとする模索のなかで、「制度的レベル」とならんで「組織的レベル」との相互連動が不可避的に問われてくるのを知った。企業組織における「コーポレート・ガバナンス」、商品・貨幣・資本の循環過程の前提にある資本と労働の直接的な関係、生産と経営・管理の直接的な過程における問題、そしてそれと結びついた諸主体の自由と民主主義の発達の問題であった。資本循環論の一貫した視座をもって、レギュレーション理論と市民社会論を接合しようとされる平田氏の後期「市民社会論」のもつ問題点を、このような視点から特徴づけてみることにしたい。

70年代後半の「自主管理社会主義論」の模索

次に見ていく80年代後半以降の後期「市民社会論」に至るすこし前、平田清明氏は「自主管理社会主義論」をその「市民社会論」によって根拠づけようとする模索を続けられる。¹⁶⁾ 1970年代にフランスでリップ労働者らの自主管理運動に出会い、このなかで改めて「個体的所有概念との再会」を果たされたからである。このなかでは、「個体性が…自らのイニシアティヴにおいて階級として相互に『連合』する」（1975年11月号、107頁）という「連合」の側面が強調され、「個体」が「社会的個体」という表現に、「個体的所有の再建」が「個体的所有の再建としての社会的所有」という表現に改められていく。また、労働による直接的な所有・管理の問題であるから、歴史認識の3段階についても「所有と労働との同一性」→「それらの分離」→「それらの再融合」という軸（「階級的所有」とされていた）として見直されていくことになる（1975年12月号、127頁、1976年2月号、92頁）。そして、社会的分業と工場内分業（資本の力としての）との区別と関連をはっきりさせていかなければならないと言われるようになるが（1975年12月号、119頁）、しかしあくまでも社会的分業=協業と資本循環論的視座を基調とされていくため、直接的生産過程における資本のもとでの精神労働と肉体労働との分離・対立を軸とする支配・従属の階層的構成との闘争とその止揚という独自な性格が展開しえなくなっていたのである。この「自主管理社会主義論」をめぐる理論化への模索は、残念ながらこのあと立ち消えてしまうようであるが、もし続けられていたとすれば先のシャバンスやサピールと同じような「組織的レベル」と「制度的レベル」との相互連動による修正、そして社会的制度の位置づけの再検討へも導くことになったであろうと思われる。しかし、実践的にはその後も「労働者自主管理」が社会主義への移行の中心的形態の一つに置かれていくようであるが（例えば、1993年の⑦318頁）。

グラムシ「ヘゲモニー」概念による「市民社会」の再措定

1980年代後半以降の平田清明氏の後期「市民社会論」は、グラムシの「ヘゲモニー」概念による「市民社会」概念の再措定というところから始まっていくといえるであろう（『現代市民社会の旋回』1987年①）。この段階において、平田氏は現代の実践的な課題への切りこみが正面に躍りでてきて、市民社会への変革論、それを如何に形成していくかということと格闘されるようになるとされる。「1970年代の西欧では、マルクス研究が『経済学批判要綱（グルントリッセ）』の公刊を得て新しい地平を開拓していた。…フランスでは、『要綱』研究がグラムシ研究と併行して行われ、その現代的解釈によるマルクス文献の読み直しが、構造主義の読み方に抗して進められたのが特徴的であった。グラムシのヘゲモニー、およびその成立する場たる市民社会にかかるプロブレマティックが広く知識人に受け入れられた」（⑦316頁）。そして、市民社会と国家との分離、前者への後者の再吸収の論理をグラムシから読みとった政治学者プーランザスを経由して、「市民社会こそ変革の主戦場」であり、その「陣地戦」における「ヘゲモニー（知的道徳的リーダーシップ）」をうちたてるということが中心に据えられていくのである。そのさい、グラムシの「国家＝政治社会＋市民社会」という記述をもとに、「政治社会」の圈における「力と強制の直接的支配権力」と「市民社会」の圈における「知的道徳的指導および組織化」すなわち「ヘゲモニーの間接的権力」との区別と結合が説かれ（⑤280-2頁）、「ヘゲモニー」概念がもっぱら社会的な合意・妥協・調整として展開されていく。

その「市民社会」は、「たんに経済的な意味で物質的な諸関係の総体であるだけでなく、実は『人間精神の社会的意識諸形態』との関係における、しかも『法的政治的上部構造』との緊張関係における社会的な生産・生活諸関係の総体」（①8頁）であるとされる。したがって、その「市民社会」は経済的諸関係の上位にあって、経済社会たる土台と上部構造たる国家の接点にある、上部構造の一つということになる。そこでは、資本と労働の関係は「経済上の生産関係」として別に前提されて置かれ、階級闘争の「主戦場」はその社会的な合意・妥協・調整の場である「市民社会」においておこなわれる。その陣地戦の平面では、資本の側も労働の側も、「商品・貨幣関係」と「法」という通路（隠された「塹壕」、ここで言われる「塹壕」とは株式会社企業や協同組合形態の自営業者組織、学校、マス・メディアなどを指すとされる）を介在して「要塞」に出入りする。その「要塞」とは、「これまた『資本』の側にとっても『労働』の側にとっても、私的所有の枠のなかでの私的所有の部分的な揚棄の場としての性格をもち、初期マルクスの用語でいえば『部分社会化』している」（④260頁）。

このような「ヘゲモニー」—「市民社会」概念でもって、経済的諸関係についてもその体系化的再措定がおこなわれていく。そのさいの「全体系的な核心」は「諸資本の競争」の導入ということであった。なによりも、分配過程と生産過程を区別させる流通過程の内実たる貨幣資本循環 - 生産資本循環 - 商品資本循環の3つの資本循環過程として理解していくことであるとされた。「資本はその悟性概念においては資本と賃労働の社会関係であるが、それ自身は、その前提する諸財や諸力が、商品という社会的形態をとり、したがってまた貨幣という形態をとりえてこそ、実存しうるのであり、それ自身の運動の自己自身とその前提を再生産する」（①16頁）。商品・貨幣・資本 - 産業資本・商業資本・銀行資本という「社会的物象の過程的連関」をつうじて、社会的総労働の配分と諸財の階級間および階級内分割が遂行されていき、そのさいその社会的な再生

産法則として「価値法則が、始源にして不斷に本質的なるものとして、措定される」(①17-18頁)とされるのである。以上が、「資本循環論」の視座をもって「ヘゲモニー」概念と「市民社会」概念が接合されていったつながりであろうが、私は前号におけるジェソップの検討をつうじて、資本—労働関係を前提として置いたままで、なによりも「経済的社会的前提条件」として「商品 - 貨幣関係という社会的形態規定性」(④261頁)を問うていくという「資本循環論」の顛倒したやり方が、資本主義のもとでの人間労働の独自な性格と役割を見失わせてどのような「市民社会」の主体形成論になっていくのかを批判的に論じておいた。平田氏も、勤労諸個人が「疎外した自己の協同的力能」を自己のうちにとりもどす闘いは、「賃金要求を排除するものではないが、何よりもまず貨幣や資本等の物象を介しての諸個人の結合を、直接の自覚的な自由としての連合におきかえる社会的自己形成行為」(①18頁)に求められる。しかし、いま問われているのはその具体化なのである。陣地戦における自由や民主主義の法や制度、市場経済の意義の重視ということは積極的に評価しつつも、ただそれは顛倒した位置づけであってはならず、まずは「塹壕」における資本 - 労働関係が基本の前提として展開されたうえで、その「要塞」への通路の出方と両者の相互連動が論じられていくべきで、その逆であってはならないと考えるのである。

グラムシの「市民社会」と「ヘゲモニー」の概念をめぐっては、その解釈にも種々の相違があるようであり¹⁷⁾、平田氏もその記述が獄中での備忘録であって整合性を欠くこともあり多義性があることを認められている(①10-11頁)。「ヘゲモニー」概念のなかには、社会主义の樹立における集団的な搾取され抑圧された労働者階級や階級分派の動員が含まれており、倫理的 - 政治的なものと同様に経済的なものでもなければならぬ、という主張もなされている。¹⁸⁾また、近年に「ヘゲモニー」の概念と並んでグラムシの「サバルタン(従属的社会集団)」の概念が注目されてくるようになり、そこで「自己統治能力=ヘゲモニー能力の形成」と「市民社会」でのヘゲモニーとの相互関係が、未開拓の重要な課題として提起されてくるようになっているといわれる。それは、グラムシの「ヘゲモニーは工場から発生する」という思想の再評価ともからんで、先の「自主管理社会主義論」と「市民社会論」との相互関係、そして検討してきた「組織的レベル」と「制度的レベル」の相互関係の現在の課題ともつながるものであろう。すくなくとも、「ヘゲモニー」概念を社会的な合意・妥協・調整の面だけでとらえ、それを「資本循環論」の視座と接合していく方法には疑問をいだかざるをえないのである。

レギュレーション理論による経済社会構成の分節

このような社会的な合意・妥協・調整として理解された「ヘゲモニー」概念が、レギュレーション理論の「調整様式」に重ねられていくことになる。というより、後者の原点がそこにあることが発見されたのであった。1980年代の半ば、フランスでレギュレーション理論に出会い、精力的に吸収と交流をはかられる(まとまった成果として、まず88年の②、ついで93年の⑦、94年の⑧)。レギュレーション・アプローチについては、すでに第1節で詳しく検討を加えておいたので、ここでは論点となってくる資本 - 労働関係と企業の位置づけの問題だけに焦点をあわせて、その接合の特徴を批判的に確かめておくことにしたい。

すでに見ておいたように、経済社会構成全体において社会的な調整がなされるエレメンタルな社会的制度は、「貨幣形態」「賃労働関係」「諸資本間競争形態」「国際関係」「国家形態」であつ

て、「そのうちで賃労働関係、競争関係、国際関係のそれぞれについての部分的レギュレーション様式は、蓄積体制としての全体的レギュレーションを構成するものとされる。この蓄積体制とは、過程する諸資本価値が相互に形成しあう過程的構造の総体であって、その体制としての成立には、資本・賃労働間の調整様式が、諸資本間の競争形態を規定する調整様式と並んで、いや、時にはそれ以上に支配的な役割をはたしつつ、その様態の決定を左右する」(⑧28頁)とされていた。

一つの問題は、その支配的な中心的な制度形態としての資本・労働関係についてである。それは、労働力の使用（労働）とその再生産（消費）とを支配する諸条件の総体をあらわし、一方ではテーラー主義的労働・生産編成方式という生産ノルムをもち、他方では団体交渉による直接賃金の一定保証と公共機関の介入による間接賃金の確保という消費ノルムをもった、労資の社会的な妥協の制度、ノルム制御様式であるとされる。そして、先にアマーブルについて批判をしておいたと同様の、一方からは生産力的な「技術システム」が自立化したものとして置かれ、それに対して他方からは上のような社会的制度形態としての「賃金関係」から規定が与えられていく、そして「価値実現の事前性」（市場調整型における価値実現の事後性とは異なる）が論じられていくのであった。そのような展開が、直接的な生産過程における資本の支配と管理の独自な性格、それに対する労働主体の制御の構造と発達の過程、そこでの「自己統治能力＝ヘゲモニー能力の形成」につながっていくことは難しいであろうということである。

もう一つの問題は、上のこともとも関係してレギュレーション・アプローチでも修正を経ていった企業組織の位置づけにかんする問題である。次項のジェソップの新たな理論展開に接しられる前までは、この問題はそう厳密な理論上の位置づけをもっていなかったように思われる。上述の「壘壕」としての扱い、そして「市民国家」—「制御調整国家」—「嵌入国家」の歴史的な展開にそくして論じられていくとき、「現代資本主義は大企業体制・大職能組織体制として展開しているところから、多かれ少なかれコーポラティズム国家の様相を取るに至っている」ので、非議会制民主主義的傾向をもつが、その「反議会制への逸脱を阻止するものは、嵌入国家が隔域国家（市民社会との）の原則を否定しえないということにある」(②31頁)とし、両傾向の対立が絶えることがないと述べられていた。そのさい、「より多くの民主主義への道を願う」とするリピエツの結びが引用されていたが、この問題はそのような企業組織の質、したがって企業の内部構造における所有・経営・管理・労働の諸主体のあり方にも関わるもので、「組織的レベル」と「制度的レベル」との相互関係の理論化が問われてくるものである。

最晩年の論文では、経済的社会構成の分節に、上述の5つの制度諸形態のいちばん下位のところに「社会的意識形態」なるものが入れられ、それは「日常の生産＝生活過程に生きている商品・貨幣・資本、利潤・利子・地代といった社会的形態規定である。それは経済的な社会関係における人格的定在のうちに生き、その生産・生活の実践過程において、慣習・法を生み出しつつ、市民社会と政治社会の基底を不斷に再創出する。それが既成の政治的・法律的形態を再定義するのみならず、あらたに生産過程と消費過程においてそれぞれの段階なりのノルム（規範）を形成する」(⑧29-30頁)。「社会的意識形態」は、既述（本稿108頁）の平田氏の「市民社会」概念の第2の内容に相応するものであろうが、問題はそのさいの3つの内容の相互関係の展開であって、かつてのように「自己転変」という言葉は使われなくなったが、そのいわば抽象的なものが具体的な経済や法の規範・制度を「生み出す」「再創出する」「形成する」とされる過程の論理が問わ

れているのであった。先にサピールなどが主体と組織における新たな「行動」や「局地的な」企業組織における「慣行」と「社会的制度化」との相互関係として課題をたてていたものであろう。そのさいの媒介環として、ここからも企業組織などの位置づけが問題にされざるをえなくなるのである。

ジェソップにもとづく「市民社会」「国民国家」「資本言説」の展開

1990年代に入り、平田清明氏はイギリスの政治学者B. ジェソップの「国家論」における「方法論的概念装置」に拠って、近代社会の3層構造—社会・国家（政治）・言説（文化）—の政治経済学的体系化に努力を傾注される。ジェソップについても、前号でかなり詳しく紹介と検討をおこなっておいたので、ここでは繰り返さないでおきたい。その「資本循環論」的な視座とレギュレーション・アプローチによる社会的調整の考え方と共通性をみいだされたからであろう。ジェソップは、体系的具体化をおこなう中間領域の最初の手がかりに、政治における「政党」と並べて、経済では「企業」を置こうとしていた。このとき、実践的にも、平田氏は日本における「企業国家」の問題に立ち向かわれようとしていた（④『現代市民社会と企業国家』1994年）。資本主義経済は、60年代に高度成長を開始し、70・80年代をつうじて国家の内実を“剖析貫き”，これを形骸化させてきた。「市民社会」が「企業社会」によって吸収され、「会社主義」ともいるべきレギュレーション様式が働いているとされた。「企業」と「市民社会」と「国家」の相互関係を理論化すべき課題が鋭く提起されてくるのである。「企業」の位置づけに焦点をあわせながら、その展開の特徴と問題点を明らかにしておこう。

その体系化を、平田氏自身が簡潔にこう叙述されている。ジェソップは「経済学的分析には、マルクスの指摘したように抽象から具体への概念的な展開が、同時に単純な概念から複雑な概念への発展でもあるような論理構築が必要であると確認する。そのうえで彼は付言する——ただし、抽象から具体への道と単純から複雑への道は、直接には同じではないのであって、そこには、何よりもまず価値・技術・国民国家・市民社会・文化といった諸種のディメンジョンがその作用度を異にしつつ抽象から具体への道を規定している、と。このマルチ・ディメンジョナル・アナリシスによって解析されるものは、資本循環から蓄積体制・発展モデル・レギュレーション様式への上向の旅であって、それは、価値と技術によって規定された経済の圏が国民国家と市民社会と文化によって規定される政治的・社会的・文化的な制御調整様式を論理的に成立させる過程である。この過程を運動主体に注目して整序してみると、まず第一に、経済における価値—資本、政治における法—国家、言説における記号—アイデンティティがそれぞれ基底的なものとして措定される。そして、そのそれがより中間的な領域での単純形態として経済では企業・価格・市場、政治では政党・政策・機構、言説では運動・主体という媒介形態をとり、より複雑な形態が相互的連関のなかでヘゲモニー・ブロック、ヘゲモニー・プロジェクト、蓄積戦略、成長様式という現実態をとる」（⑥110-1頁、他に⑦の328頁、329頁の図10、11、⑧の35頁の図3）。

つまり、その体系では、横軸には単純から複雑へ、価値・技術（経済）、国民国家（政治）、市民社会、言説（文化）が並べられ、縦軸には抽象から具体へ、まず(1)「抽象的起点」として—経済では価値、資本循環、政治では法、国家、文化では象徴、アイデンティティ、つぎの(2)「中間領域・より単純な概念」として—経済では企業、価格、市場、政治では政党・政策・機構、

文化では運動、課題、さらに(3)「中間領域・より複雑な概念」として——経済と政治と言説の複合による成長様式、蓄積戦略、歴史的ブロック、ヘゲモニー・プロジェクト、そのうえに(4)「複雑化し具体化されたステイツメント」が配置される。

ここで問題は、全体系の起点に、「価値・技術」と「資本循環」が置かれ、価値—貨幣—資本、「過程する資本価値」という循環論的視座で貫かれていることである。それらと、自立したものとしての「技術と生産編成」は前提的に対置される。したがって、「中間領域・より単純な概念」として「企業」が登場するとしても、生産過程やコーポレート・ガバナンスとして位置づけらるのではなく、「価格」「市場」として企業が交換過程に現れてくるものとしてなのである。そして、あと蓄積体制—成長モデル—レギュレーション様式が、社会的諸階級・諸階層の間での社会的調整・妥協として展開されていくわけである。そのもとでは、「資本-労働」の内在的な関係、変革契機としての労働主体の発達、具体的な企業における労働の経営・管理に対する参加や制御などの問題にはつながっていない構造になっていたことを、前号でジェソップにそくして批判をしておいたとおりである。ガバナンス—民主主義問題についても、一方での資本による「上から」の支配従属のヒエラルキー的関係と他方での労働や生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成との間での対抗関係が説けないため、「ヒエラルキー」と「アナーキー」のなかで「ヘテラルキー」（自己編成、「市民社会論」でそれがもっとも問われている）が生成していく過程を理論化するのが難しくなる、ということを批判しておいた。企業社会・企業国家の理論化についても、企業や組織が個別利害をもつ「部分社会」であって、その複合体としての社会全体の調整や妥協が必要となる、「陣地線の要塞として市民社会のいくつもの堡壘（部分社会）が存在」（⑧、26頁）する、という位置づけとしてしか与えられないである。平田氏は、「企業社会」の「市民社会」への再転化の最も重要な契機を、「労働時間」の短縮と「自由時間」の増大に求められようとするのであるが（⑧41-43頁）、マルクスのような直接的生産過程での資本と労働の間での絶対的剩余価値生産の論理を離れて、これを如何にして可能とするのであろうか。

小 括

以上で、平田清明氏の後期の「市民社会論」をみてきたのであるが、それがレギュレーション理論と接合して展開されようとしたため、全体として資本循環論的視座と社会的調整・妥協・合意としての性格を強いものにしていた。「自立した個人のアソシエーション（連合）」のいわば「連合」の側面に重点を置こうとするその枠組みは、前号でみた例えはA. アラートやJ. コーエンら欧米の「市民社会論」の流れがいわば「個人の自由と権利」の側面を強調しようとしていたのとは、かなり異なった方向性をもつもののようにみえる。前者にあっては社会的な合意論としての性格が強いのであるが、後者にあっては主体の民主主義的形成論としての意味が大きいように思われる所以である（もっとも、そのなかにあっても組織の共同的社会としての側面を重視しようとするM. ウォルツァーらのような相違を含みつつ）。その点では、平田氏の前期の「市民社会論」が社会主义における個人の自由と権利の再生という強い問題意識を前面におしだしていたのも、また基調を異にするものようである。しかし、そのレギュレーション・アプローチも、社会的調整制度の問題から企業組織、その内部構造における所有・経営・管理・労働の諸主体の問題との相互連動へと、しだいに修正を遂げてきていた。レギュレーション・アプローチには、初めから固い方法論

的枠組みがあったというよりも、現実の分析に応じて修正が加えられていくところにむしろ特徴があるようにも思われ、近年はかなりの分岐がみられるようである。「自主管理社会主義論」の模索にさいしてもふれておいたように、平田氏が企業組織の問題の理論化に本格的にのりだされていたら、もっと別の方向性への修正もありえたのではなかろうか。「自由な個人のアソシエーション」に向けて、個人の自立化は、所有と労働の直接的な関係における分離と再結合の過程を経由して、社会的協同との相互連動を繰り返しながら、達成されていくのであろう。

結び——「社会主義－市場経済」論と「市民社会」論

前号と本号で検討してきた「社会主義－市場経済」論と「市民社会」論について、前号の終わりのところでまとめておいた「アプローチの3つの論理的次元」に重ねて、ここでいちおうの結びを記しておくことにしたい。

(1) 現代「市民社会論」において、その経済との関係を積極的に展開していくとする多くが、そのさいの媒介環として「諸主体の自由と民主主義的な権利の制度」(人と人との相互作用と調整にかかる規範や規則が、自立した諸個人の平等な水平的な相互関係のうえに築かれた)なるものを置こうとしていた。そのうえで、それを資本主義経済につなげていっそう具体化していくとするとき、資本の「所有」と「労働」の間の関係にそくして、なによりもそれらが展開されていかなければならないであろう。すなわち、「労働力」商品の売買をめぐる交換過程では「自由」と「平等」が出発点となり基礎となるが、「労働力」の消費である労働過程・生産過程においては、資本の側は買い手としてのその使用の権利を主張し、労働の側は労働力の再生産=人間らしい労働や生活の諸条件を求める。どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利であるかぎり、「力がことを決していく」。「結社（アソシエーション）や労働組合」「国家権力」と「工場立法」などの媒介により、「労働権」と「生活権・生存権」さらに「社会権」をめぐる社会的な制度が、資本の「所有権」に対抗して生みだされていく。展開のさいの基礎となるべきこのような本質論的な次元でのアプローチが、まず問題とされていかなければならない。

(2) つぎには、それが直接的な生産過程で、具体的には企業組織において現れる形態が展開されていかなければならぬであろう。現代「市民社会論」においても、具体化の次の媒介環として企業や組織などが置かれ、その内実が問題にされようとしていた。それらの質の高さが「市民社会」の全体のあり方を規定していくからである。それらの内部構造において、諸主体（所有・経営および労働・生活）の自立化と「自由」、「平等」な相互関係がどれほど発展しているかという問題である。

(3) このことと重なるようにして、「市場社会主義論の第五段階」が展開されようとしていた。「市場経済」とのつながりを、従来のように「国家」の領域との分節や「公的所有」か「私的所有」かのレベルだけにとどまるのではなく、現代企業の株式会社に見られるような「所有」と「経営」の分離の構造にまでふみ込んで、各経済主体の自立性と効率性のダイナミズムを「インセンティヴ問題」や「コーポレート・ガバナンス問題」として論じていこうとする。その「経営」主体の自立性・効率性を軸にして、あらためて「所有」の主体（株主）および資本調達や金融（資本市場や銀行）、さらには労働者や消費者・市民など「ステークホルダー」との相互関係や

それらの参加が問われていく。そのような構造のなかで、いっそうの社会経済的格差の克服（「所得の平等化」から「資産・所有の平等化」へ）が追求され、そのことが社会主義への志向性と結びつけられていく。「労働権」「生存権」「社会権」の社会的な押し上げと資本の「経営権」に対する社会的な制約・制御は、労働や生活の人間主体がしだいに資本の「経営」に対する制御から「所有」に対する制御へと進化していく道を切り開いていくものとなる。

(4) ついで、この企業や組織の内部構造のあり方（ミクロ）が、社会全体の自由や民主主義的権利の制度（マクロ）と相互連動していく関係が展開されていかなければならない。制度の生成や転換、変革にさいして、ある個人や企業組織の新たな行動によって「局地的な」インフォーマルな「慣行」が生みだされる。その組織レベルでの「慣行」が「社会的な」制度と相互連動していく（補完的に・あるいは自律的に・あるいは矛盾して）。その総結果として新たなフォーマル・ルールが「社会的な制度」として確立されていく。そのさい、レギュレーション・アプローチなど社会的な調整を重視する展開が解明しようとしていたように、第1に、生活や福祉の領域における諸階級・諸階層に及ぶ固有の民主主義的な権利や制度の発展との相互連動、第2に、コミュニケーションなど文化や言説におけるヘゲモニーの位置と役割も考慮に入れていかなければならないであろう。また、体制転換後の「市場経済」論の枠組みで新たに提起してきた「社会的な制度」「インフォーマルな制度」をめぐる「伝統社会」「共同的社会」との相互連動も問題にされていかなければならない。

(5) ガバナンスと国家のあり方について、かつてのような国家による「ヒエラルキー」的な直接的介入が失敗するもとで、市場経済化のいっそうの普遍化が起こり、「アナーキー」（市場）と「ヘテラルキー」（自己編成）のような水平的な次元、主体間の権利と権利の平等な対抗関係が展開されていくべき場（「市民社会」が論じられていく場）がより広範に形成されてくるようになる。一方での資本による「上から」の支配従属のヒエラルキー的関係と他方での労働と生活の主体による「下から」の自立とアソシエーションの形成との対抗関係のなかで、その「ヒエラルキー」と資本間の「アナーキー」の様式が優位になるか、あるいは「ヘテラルキー」の様式が優位になるかが決まつてくる。資本の「所有権」「経営権」と労働・生活主体の「労働権」「生存権」との権利と権利の間での闘争が展開されていくさい、その企業組織内の構造および社会的な制度を統括していく国家のガバナンスにおいては、かつてのような直接的な介入よりも、水平的な次元での規則（ルール）と基準（ノルム）、それをめぐる制度をつうじたものに比重が次第に変化していく。「労働権」「生存権」「社会権」をめぐる社会的なルールや規準、制度の押し上げと拡充、それによる「経営権」に対する社会的な制約と規制の強化ということも、このような文脈で位置づけられるであろう。また、「所得の平等化」から「所有の平等化」へというような、より高次の平等化へむかっての制度の再設定も国家の重要な役割となろう。

注

- 1) 山田悦夫「レギュレーションの経済学——フォーディズムからグローバリズムへ——」（塩沢由典編『経済学の現在1』日本経済評論社、2004年、第4章）、195-6頁。
- 2) M. アグリエッタ『資本主義のレギュレーション理論』1979年（若森章考他訳、大村書店、1989年、増補新版、2000年）。B. アマーブルの簡潔な要約を参照（山田锐夫・原田裕治他訳『五つの資本主義』藤原書店、2005年、106頁）。

- 3) B. シャバンスの一連の諸論文。以下の引用は、とくに断りのないかぎり、この番号と頁数のみで
おこなう。①「ソ連型経済における危機の今日的形態」1983年（R. ボワイエ・山田悦夫編『転換—
社会主义』藤原書店、1993年），②「社会主义体制における経済改革」1988年（『大阪産業大学論集』
第89号、1992年），③「ソ連経済システム—ブレジネフからゴルバチョフへ」1989年（斎藤日出治訳『
社会主义のレギュラシオン理論』大月書店、1992年），④「ゴルバチョフの経済改革への比較論的ア
プローチ」1990年（同上『転換—社会主义』），⑤「東欧における過渡期と経済不況」1992年（同上
『転換—社会主义』），⑥『1950—90年代東の経済改革』1992年（斎藤日出治他訳『システムの解体』
藤原書店、1993年），⑦B. シャバンス，E. マニヤン「ポスト社会主义中欧における多様な経路依存
的混合経済の出現」1995年（『比較経済体制研究』第4号、1997年），⑧「ポスト社会主义の転換の移
行ドクトリンと進化論的アプローチ」2003年（『比較経済体制研究』第10号、2003年），⑨B. Chav
ance and E. Magnin, Convergence and Diversity in National Trajectories of Post-Socialist
Transformation (In *The Hardship of Nations ; Exploring the Paths of Modern Capitalism*,
Eds. B. Coriat, P. Petit and G. Schmeder, Edward Elgar, 2006). 最後の論文については、堀林巧
「比較政治経済学と中東欧の資本主義」（『金沢大学経済学論集』第27巻1号、2007年1月）のなかの
D. ポーレとB. グレシコビッチの中東欧資本主義論、および堀林巧「月曜会報告での追加事項」レジ
ュメ（2007年1月25日）から多くの教示を得た。また、柳原剛司「レギュラシオン学派の転換論」
(上原一慶編著『躍動する中国と回復するロシア』第II部第7章、高音出版、2005年)を参照。
- 4) 例えば、P. チャトバディヤイによる諸論者の整理（大谷禎之介他訳『ソ連国家資本主義論』第六
章、大月書店、1999年）。
- 5) 同じレギュラシオン派のなかにも、ソ連型を「国家資本主義」（シャバンス，J.サピール）とする
もの以外に、「国家独占主義」（W. アンドレフ）とするものもある、といわれる（斎藤日出治「社会
主義システムとレギュラシオン理論」『比較経済体制研究』第3号、1996年、28頁）。この点に関わっ
て、シャバンスのソ連型経済=資本主義説を批判したものとして、重田澄男『社会主义システムの挫
折』（大月書店、1994年）を参照。
- 6) J. サピール「レギュラシオンとシステム転換」1992年（上掲『転換—社会主义』）。
- 7) B. アマーブル『近代資本主義の多様性』2003年（上掲『5つの資本主義』藤原書店、2005年）。
- 8) 上掲の山田鋭夫「レギュラシオンの経済学—フォーディズムからグローバリズムへ—」(221-2頁)
を参照。
- 9) エスピング・アンデルセン（1990年），岡沢憲美・宮本太郎訳『福祉資本主義の三つの世界』ミネル
ヴァ書房、2001年。
- 10) 例えば、デビッド・レーン著、溝端佐登史・林裕明・小西豊著訳『国家社会主义の興亡』明石書
店、2007年。
- 11) 資本主義の多様性を論じていく方法論にかんして、アマーブルは、P. ホールと D. ソスキスの“企
業を出発点とする”置き方（遠山弘徳他訳『資本主義の多様性』2007年、ナカニシヤ出版）——それ
を「関係としての企業」は「動的な諸能力と自ら活動する制度的枠組みの発展を追求する行為主体と
して定義される。かれらは、労使関係、職業訓練・教育、コーポレート・ガバナンス、企業間関係、
そして企業が自らの雇用者とわかちもつコーディネーション問題——という5つの分野を取り出す」
(アマーブル上掲書、110頁) ものと性格づけたうえで——それと対比させて、自らの“制度を出発点
とする”方法の特徴を明らかにしようとしていた。問題は、あれかこれかではなく、どちらを基軸に
置いて、他をどのような相互関係で展開していくのか、にあるように思われる。
- 12) 平田清明『市民社会と社会主义』岩波書店、1969年。
- 13) 平田清明氏の1980年代後半以降の後期「市民社会論」にかんする主な参考文献は次のとおりであり,
以下の本文中の番号名はそれを示す。①「現代資本主義と市民社会」（平田清明他編『現代市民社会
の旋回』昭和堂、1987年），②「社会的制御調整の政治経済学」（『思想』1988年9月号），③『市民
社会とレギュラシオン』岩波書店、1993年（この中の主要なものとして、④第三部第1章「市民社会

概念におけるヘーゲル・マルクス・グラムシ」初出1989年, ⑤同第2章「現代資本主義国家の特徴と自己矛盾—プランザスにおける市民社会と権威主義国家—」1989年, ⑥第一部第3章「社会主义と資本主義のエピステモロジー」1992年, ⑦第三部第3章「現代資本主義の社会・国家・言説」新稿1993年)。⑧「現代市民社会と企業国家」(平田清明他著『現代市民社会と企業国家』お茶の水書房, 1994年)。

- 14) 拙稿「平田清明氏の『市民社会と社会主义』批判」(『経済』1970年4月号), 拙著『社会主义的所有と価値論』序章第二節, 青木書店, 1976年。
- 15) 山田銳夫「市民社会論とレギュレーション・アプローチ—平田清明先生の学問的軌跡」(八木紀一郎他編著『復権する市民社会論』日本評論社, 1998年)
- 16) その代表的なものとして, 平田清明「個体的所有概念との出会い——労働と所有のディアレクティク—覚え書」『思想』1975年11, 12月号, 1976年1, 2月号。この項での以下の頁数は, この論文のもの。これに対する私の批判的検討については, 拙稿「所有論争と社会主义—平田清明氏の『市民社会論』『自主管理論』を中心に—」(島恭彦監修・講座現代経済学V『現代経済学論争』青木書店, 1981年)。
- 17) 例えば, 川上恵江「グラムシ研究の現状と課題」(松田博・鈴木富久編『グラムシ思想のポリフォニー』第6章3, 法律文化社, 1995年)を参照。
- 18) 例えば, D. フォーガチ「イギリスにおけるグラムシとマルクス主義」『立命館産業社会論集』第29巻第4号(1994年3月)を参照。
- 19) 例えば, 松田博『グラムシ思想の探求—ヘゲモニー・陣地戦・サバルタン』新泉社, 2007年。